

[事案 29-90] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 6 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

糖尿病で潰瘍ができていた箇所を打撲等を原因とする入院について、入院給付金の支払いを拒否されたことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病による潰瘍部の打撲等により、複数回にわたり延べ半年以上入院したので、昭和 55 年 6 月に契約した終身保険の医療特約にもとづき、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 糖尿病の持病があり、潰瘍の治りが悪いために入院が長期になったものの、本入院は、打撲で出血したことが原因である。
- (2) 他の保険会社では入院給付金が出たのに、当該保険会社だけ出ないのは納得できない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院の原因である打撲の治療内容としては、打撲による潰瘍部の止血がなされていたところ、これは糖尿病による潰瘍部以外の打撲では考えられない。よって、本入院の原因は、申立人の疾病または体質的な要因により、軽微な外因から発症したものであり、災害入院給付金の支払対象ではない。
- (2) (1) のとおり、約款上、本入院の原因は糖尿病であるとみなすことになる。一方、申立人は本入院の 6 か月以内に糖尿病と医学上重要な関係がある疾病で入院していたところ、後者の入院で既に 120 日の限度日数分の疾病入院給付金が支払われている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は潰瘍部の止血および潰瘍の治療のためになされたものであり、打撲自体は軽度のものであることから、災害入院給付金の支払いは認められず、また本入院の原因と医学上重要な関係がある 6 か月以内の別入院により限度日数分の給付金が支払われているので、本入院についての疾病入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。